

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	私立学校法第 24 条第 1 項、第 108 条第 3 項、第 152 条第 7 項				
法令番号	C24-270	根拠条項	24-1, 108-3, 152-7	担当課	私学課
許認可等の種類	学校法人の寄附行為等の認可				
<p>[審査基準]</p> <p>別紙「学校法人寄附行為（変更）等認可審査基準」による。</p>					
<p>[標準処理期間]</p> <p>申 請 ・ 寄附行為の認可、変更認可等は、開設等する高等学校等校の開設等にかかる申請書の提出期限まで。</p> <p>認可・不認可 ・ 開設等する高等学校等校の開設等年度の前年度の 3 月 3 1 日まで。</p>					

(部局名 : 環境生活部)

学校法人寄附行為（変更）等認可審査基準

第1章 総則

（趣旨）

第1条 知事が、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下、「法」という。）第24条第1項の規定による高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為（以下、「寄附行為」という。）の認可を行う場合には、同法、同法施行令（昭和25年政令第31号）、同法施行規則（昭和25年文部省令第12号）及びその他関係法令等の規定、並びに私立学校法等施行細則（昭和25年三重県規則第110号）によるほか、この学校法人寄附行為（変更）等認可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査する。

第2章 学校法人の寄附行為の認可

（施設及び設備）

第2条 施設及び設備は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。

ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部については、この限りでない。

第3条 校地は、開設時まで教育上支障のないように整備されるものでなければならない。

2 校地は、申請時において申請者名義の所有権又は借地権の登記がなされていなければならない。

3 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものでなければならない。

（設置経費）

第4条 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）として、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。

2 設置経費の財源には、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていなければならない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

（経営に必要な財産）

第5条 経営に必要な財産として、申請時において、原則として、高等学校等の開設年度の経常経費の1/3に相当する額の寄附金が収納されていなければならない。

2 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充ててはならない。

（役員等）

第6条 学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かななければならない。

2 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者でなければならない。

3 理事及び監事は、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならない。

4 理事及び監事は、原則として他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねてはならない。

5 理事長は、原則として他の学校法人の理事長を2以上兼ねてはならない。

（評議員）

第7条 評議員については、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

（事務組織その他）

第8条 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた適切な事務組織が設けられていなければならない。

2 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏ってはならない。

第9条 学校法人は、学校運営のために必要な規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならない。

第3章 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可
(設置経費)

第10条 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可(以下、「変更認可」という。)する場合には、当該変更認可申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入及び確実な償還計画に基づく借入金を収納していなければならない。

2 設置経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒納付金総額の15%以内の金額に限るものとする。

(経営に必要な財産)

第11条 第5条の規定は、変更認可の場合に準用する。

(既設校の設立計画)

第12条 既設の高等学校等のうち完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の高等学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に実行されていなければならない。

(負債の償還)

第13条 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていなければならない。

(法令等)

第14条 高等学校等が、法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていなければならない。

2 公租・公課(私立学校教職員共済組合の掛金を含む。)の納付が適正になされていなければならない。

第4章 高等学校等の課程又は学科を設置する場合に係る変更認可その他

第15条 学校法人が高等学校等の課程又は学科(以下「課程等」という。)を設置する場合に係る変更認可については、第10条から第14条までの規定を準用する。

第16条 準学校法人の寄附行為の認可、変更認可及び学校法人(及び準学校法人)の組織変更の認可については、第1条から第15条までの規定を準用する。

第5章 申請手続及び標準処理期間

(申請者の提出期限)

第17条 寄附行為の認可及び変更認可その他この審査基準に規定する認可(以下この条において、「寄附行為等認可」という。)を受けようとするもの(以下この条において、「申請者」という。)は、寄附行為等認可に係る申請書に別に定める書類を添えて、設置(課程又は学科の設置を含む。)又は学則変更しようとする高等学校等の設置認可申請書又は学則変更認可申請書の提出期限までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。

3 知事は、当該高等学校等の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、当該高等学校等の開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

第18条 準学校法人の寄附行為の認可、変更認可及び組織変更（学校法人及び準学校法人）の認可については、前条の規定を準用する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この審査基準は、令和6年9月17日から施行する。ただし、第1条における「第31条第1項」を「第24条第1項」とする改正規定は、令和7年4月1日から施行する。